

7. 教育行政について

本県の不登校児童生徒への対応について



先般、2019年度問題行動・不登校調査が公表され、病気や経済的状況以外の理由で年30日以上登校していない小中学生が全国で、前年度から16,744人増えて181,272人と過去最多となりました。詳細を確認すると、小学生は53,350人、中学生は127,922人、小中学生全体に占める割合は1.9%となっています。

児童生徒の人生を考えると貴重な時期に十分な教育を受けず、社会との関係を断つことは大きな損失です。児童生徒の個々の背景を精査し、個人個人の状況に応じた対策を検討すべきではないでしょうか。

(1) まず、本県の小学生、中学生の不登校の現状をお聞きするとともに、本県の現状を教育長はどのように認識されているのか、伺います。

さて、広島県の平川理恵教育長は女性初の民間人校長として横浜市立の中学校の校長時代、不登校をゼロとする学校改革に取り組まれました。その取り組みの一つが公立学校内にフリースクールを作ったことです。一般学級でなく特別支援学級でもない特別支援教室という別室を作り生徒が気軽に利用できるよう、リビングルームをイメージした教室で、登校時間、登校日もその子の体調や状況に合わせて、自分で決めさせれば必ず登校するといいます。さらに常駐の教員を置いたことです。加配は難しいことから教職員定数法の中で、一人一人の先生に少しずつ授業を受け持ってもらい、授業を持たない専属の教員を2名充てています。平川校長は、きちんと居場所を作ってあげること、そこにピカイチの常駐の教員を置き、その子に合ったカリキュラムの3つの取り組みができれば必ず学校に来るようになると言われていました。その結果、約一年で30人いた不登校生は、ほぼ全員登校するようになりました。その経験をもとに広島県においても取り組みが始まっています。

(2) そこで質問です。まずご紹介した平川先生の取り組みについての教育長の所感をお聞きします。

先の決算特別委員会で私はオンライン等を活用した不登校児童生徒への学習支援について質したところ、県教委からは、不登校児童生徒へ学習等に対する意欲を高め、学習保障のために有効な方法の一つであることから、ICT化推進の中で、学びの保障としての活用の研究を行っていききたいとの答弁があったところです。オンラインがフィットする子もいれば、一方で、平川先生の事例からフリースクールのような居場所があることで気軽に登校できる取り組みも重要であることから、こうした事例を県内に広く普及すべきではないでしょうか。

(3) 平川先生の事例では専属の教員を配置されていましたが、福岡市でも全ての中学校で不登校児童に対応する教育相談コーディネーター、不登校対応専属の教員を配置しています。本県では職務を分掌して対応されていますが、専属の教員を配置されてはいかがですか、あわせて職務分掌ではどのように対応され、その効果等についてどのように検証されているのか、伺います。

(4) 不登校の理由に、学校に復帰しても学習の遅れが原因で復帰に踏み切れないとの声があります。学校復帰後の学習支援について一人一人の学習進度や能力に応じたサポート体制を明確化することについて、本県ではどのように対応されているのかお聞きします。

(5) 県教委では不登校解消を目的に不登校学校支援プロジェクトに取り組まれています。不登校対策に功を奏している学校の取り組みを示していただくとともに、同プロジェクトの概要と進捗状況、教育長の不登校解消への決意をお聞きします。

【城戸教育庁の答弁】

(1)本県の小中学生の不登校の現状及び本県の現状に対する認識について

本県の公立学校における令和元年度の不登校児童生徒数は、小学校2,706人、中学校5,889人、合計8,595人であり、前年度より1,380人の増加となっています。

また、1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校9.7人、中学校46.3人

であり、全国の国公私立学校での値をやや上回っている状況です。

不登校は当該児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすものであり、その不登校が本県を含め全国的に増加していることは、重要な教育課題であると認識しています。

(2)不登校児童生徒への居場所づくりについて

ご紹介いただいた事例については、居場所づくりなどの取り組みを通じて学校への復帰が進んだとのことであり、本県にとっても参考となるものと考えています。

本県では、従来から各学校において、保健室や相談室を活用し、学校生活への適応を図る取り組みが行われています。

また、個に応じた学習支援を進めるとともに、授業や学校行事等に参加する際には、仲間と望ましい人間関係を築く「絆づくり」の取り組みを行い、安心して学級に復帰できるよう支援しています。

県としては、ご紹介いただいた事例も含めて、県内外の不登校対応に関する情報を更に収集し、効果的な取り組みについて好事例として紹介し、啓発していきます。

(3)不登校児童生徒に対する職務分掌での対応とその効果の検証について

各中学校においては、生徒指導主事が、生徒指導を組織的・計画的に運営する責任を担っており、不登校の対応についても、学校の組織的対応の中核となっています。その上で、本県では、不登校専任教員ではなく、個々の児童生徒が最も信頼できる教員が中心となり、面談や家庭訪問、別室での指導、保護者との連携等を行うマンツーマン方式を推進しています。

このマンツーマン方式により、「登校できるようになった」「登校には至らなかったが好ましい変化があった」児童生徒が、小学校で約6割、中学校で約5割いることから、一定の効果があると捉えています。

(4)学校復帰後の学習支援について

学校復帰後の学習支援については、生徒指導主事が中心となり、校内で支援体制を構築し、保健室や相談室等を利用した個別指導や、放課後等における

補充学習を行っています。

学校に復帰した児童生徒の学習支援として、ICTの活用を含めたきめ細かな個に応じたサポート体制を充実させることが大切であると認識しており、今後はその在り方等についても研究していきます。

(5)不登校対策に効果がある本県の取り組みの進捗状況について

県教育委員会では、不登校学校支援プロジェクトとして、県内の不登校の状況を分析し、効果を上げている取り組みについてそのポイントを県下に周知する取り組みを進めています。

その中で把握した取り組み例としては、中学校校区で定期的な小中学校合同の職員会議を開き、児童生徒の情報共有を行い、小・中学校で共通した実践を行うことで中1ギャップの解消を図る取り組みや、児童が行事を企画し、自己有用感を高めることで不登校を未然防止する取り組みなどがあります。

進捗状況としては、現在、各学校からの情報収集を終え、各事例に共通する取り組みのポイントを整理している段階であり、本年中を目途にその周知を行っていきます。

不登校への対応においては、まず、居心地の良い学校づくりを目指し、不登校の未然防止を進めるとともに、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を通じて、学校復帰を図ることが重要と認識しています。また、どうしても学校への復帰が困難な児童生徒には、社会的自立へ向けて学習支援を行うなど進路の選択肢を広げる取り組みを行うことが重要だと認識しています。